

令和3年度 第1回 大和郡山市国民健康保険運営協議会 会議録要旨

日 時	令和3年8月19日(木) 午後1時30分から2時23分まで							
場 所	大和郡山市役所 3階 市議会第1委員会室							
出席者	委員	稲塚委員	中筋委員	吉岡委員	前田委員	村上委員	松本委員	松岡委員
		西崎委員	柿崎委員	槌谷委員	胡内委員	林委員	村田委員	池田委員
		徳野委員	丸谷委員	澤井委員	吉川委員	岡田委員	吉田委員	
	事務局	中島市民生活部長	豊井保険年金課長	中田課長補佐	井岡給付係長	南畑	熊谷	板谷
欠席者	本田委員 松下委員 壺井委員							
議 題	(1)副会長の選任について (2)令和2年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて (2)コロナ禍の医療費の動向について							
	<p>議題(1)に関し、 副会長人事について、指名推薦により、村田委員が選出された。</p> <p>議題(2)に関し、 令和2年度決算見込み(約6億8千536万円の黒字見込み)について、事務局より報告を行った。 <主な質疑および意見は次のとおり> 【質疑】 ①傷病手当金は何件あったのか。また、その率はいくらか。 →4件で286,489円、申請に対してすべて支出しております。 ②収納状況について、未収額が多いにも関わらず不能欠損額が少ないが、計画的に納付していただいているという理解で良いか。 →そのとおりです。 ③療養給付費が減少している点について、具体的にどのあたりが減少になったか。 →感染症対策等によりコロナ以外の感染症に係る医療費が減少したこと、および受診控えの影響によるものと考えています。 ④新型コロナウイルス感染症に対しての給付費というものはどの程度か。 →傷病手当金がそれにあたります。 ⑤新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免について、要件として「死亡または重篤な傷病を負った世帯」とあったが、重篤な傷病というのは具体的にどういった範囲か。政府は自宅療養ということを言っているが、自宅療養が続いている場合は「重篤」には当たらないのか。 →重篤の範囲は「1カ月以上の入院」が基準で、自宅療養は含まれません。 ⑥傷病手当金について、個人事業主は傷病手当金の対象にならないのか。 →個人事業主は国保の傷病手当金の対象になりません。 【意見】 ①収納状況について分析し、滞納整理や収納体制の整備などの、収納率向上のための対策を検討すること。 ②傷病手当金の支給について、市単独事業として、個人事業主への給付についても検討すること。</p> <p>議題(3)に関し、 コロナ禍の医療費の動向について、さしたる質問や意見等なく、全員了承とする。</p>							
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・「国民健康保険の財政状況について」 ・「国民健康保険税新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少が見込まれる場合等における減免に関する取扱要綱について」 ・「データヘルス計画の中間評価について」 <p>以上3点について、事務局より報告を行った。</p>							